

箕輪町空き家解体事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町空き家解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境、定住環境の形成及び保全並びに土地の利活用を図るため、町内に存する空き家の解体撤去を行う者に対し、予算の範囲内において、空き家解体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、町内に存する居住用に建築された建築物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者又はその相続人（以下「所有者」という。）
- (2) 所有者及びその属する世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- (3) 解体撤去工事を法人又は個人事業主に発注する者

(補助対象空き家)

第4条 補助金の対象となる空き家は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に存する空き家で、建築又は築造が昭和56年5月31日以前のもの
- (2) 空き家の期間が1年以上のもの
- (3) 空き家に所有権以外の権利が設定されていないもの
- (4) 公共事業による移転等の補助対象でないもの

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、空き家の全てを解体撤去する工事で、工事金額（消費税及び地方消費税等を含む。以下同じ。）が100万円以上の工事。

2 空き家と同じ敷地に存する附属の工作物等を同時に解体撤去する場合は、これらを含めて補助の対象とすることができる。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、1回の補助対象工事につき定額で20万円とする。

2 前条の規定により算出した補助対象金額に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象金額とする。

- (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
- (2) その他町長が補助対象として適当でないと認める経費  
(補助金の交付申請)

第7条 前条第1項に規定する解体撤去に対する補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に箕輪町空き家解体事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 同意書(様式第2号)
- (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 空き家の登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書)
- (4) 空き家の解体撤去費用の見積書の写し
- (5) 空き家の位置図
- (6) 空き家の解体撤去に着手する前の写真
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの  
(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を申請者に通知する。

(補助金の取下げ)

第9条 申請者は、補助対象工事を中止するときは、箕輪町空き家解体事業補助金取下げ申請書(様式第3号。以下「取下げ申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の取下げ申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知する。

(実績報告書)

第10条 申請者は、当該解体撤去工事を完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、箕輪町空き家解体事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の解体撤去工事費用の領収書の写し
- (2) 空き家の解体撤去工事後の写真(第7条第6号と同じ箇所を撮影したもの)
- (3) 産業廃棄物管理表建設関連廃棄物マニフェスト(E票)の写し
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの  
(解体撤去完了の確認及び通知)

第11条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町空き家解体事業補助金請求書(様式第5号)により、町長に請求するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認めたとき。